

かながわ県民活動サポートセンター利用団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かながわ県民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の利用団体の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録手続)

第2条 次の各号に掲げるサポートセンターの施設・設備等を利用しようとする者は、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例（以下「条例」という。）第4条及び神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例施行規則（以下「規則」という。）第4条に定める利用の申込み（条例に定めのない施設・設備等の利用を含む。）を行う前に「サポートセンター利用団体整理票（第1号様式）」（以下「整理票」という。）に、必要に応じて活動実績等を記載した資料を添えて、所長に提出し、利用団体としての登録を受けなければならない。

- (1) ミーティングルーム
- (2) ロッカー
- (3) レターケース
- (4) ワークショップスペース
- (5) 団体等活動紹介コーナー
- (6) その他所長が指定する施設・設備等

2 所長は、前項により整理票の提出があった場合は、これを審査し、登録の可否を申請者に通知するものとする。

3 所長は、施設・設備等の利用を認めた団体（以下「登録団体」という。）に「利用団体登録番号」（以下「登録番号」という。）を設定する。

4 登録団体は、施設・設備等の利用にあたり、サポートセンターの求めがあった場合は、登録番号を利用申込書に記載するものとする。

(登録要件)

第3条 前条により登録できる団体は、主に県内で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の民間の自主的な活動を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(登録情報の変更等)

第4条 登録団体は、登録内容（第2条第2項による審査を受けた整理票の記載事項をいう。）に変更があった場合又は登録の取下げを行う場合は、速やかに「サポートセンター利用団体登録変更・取下げ届（第2号様式）」を所長に提出しなければならない。

2 登録団体のうち、「神奈川県 e-kanagawa 施設予約サービス」（以下「予約サービス」という。）の登録がある団体は、同予約サービスの利用規約に基づき必要に応じて変更等の手続きを行わなければならない。

3 登録団体は、施設・設備等の利用にあたり、登録内容の確認・変更を求められた場合は、

その指示に従わなければならない。

（登録の取消）

第5条 所長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を取り消すことができる。ただし、第6号、第7号により登録を取消された団体は、再度整理票を提出し審査を受けることができる。

- （1）第3条に掲げる登録の要件を欠いたとき。
- （2）登録内容に虚偽記載があったとき。
- （3）条例第4条第2項及び規則第10条に該当する又は違反する行為があったとき。
- （4）団体としての信用を失う行為があったとき。
- （5）登録後状況変化があったにもかかわらず変更申請を怠り実情と乖離していることが判明したとき。
- （6）予約サービスにおける利用者登録が抹消されたとき。
- （7）1年以上、施設・設備の予約又は利用実態がないとき。

（情報の公開、利用）

第6条 所長は、登録内容のうち、登録団体が公表について同意した次の各号に掲げる事項をサポートセンターのウェブサイト等で公開する。

- （1）団体名
- （2）活動分野
- （3）活動目的、活動内容、主な活動地域、団体PR、登録番号
- （4）WEBサイト、SNSなどの情報発信ツール

2 登録団体が前項により公表に同意した情報及び登録団体の連絡先については、サポートセンター（サポートセンターの運営管理及び実施事業の委託先を含む。）の管理の下、ボランティア活動に関わる各種事業の案内・通知、登録団体間の連携促進、その他ボランティア活動の促進に関わる情報提供に利用できるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、利用団体の登録に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年7月15日から施行する。